

「分」の思想 : 初期法家を中心に

著者	菅本 大二
著者別名	SUGAMOTO Hirotsugu
雑誌名	中国文化 : 研究と教育 : 漢文学会会報
巻	50
ページ	17-29
発行年	1992-06-20
URL	http://doi.org/10.15068/00150105

「分」の思想

——初期法家を中心に——

菅本 大一

序言

従来、法家思想の研究においては、「法」「勢」「刑罰」「形名参同」などのキーワードが中心となり、それを手掛かりに研究が進められてきた。たとえば、法家の集大成者である韓非子の場合、商鞅から「法」を継承し、また慎到から「勢」を、申不害から「形名参同」を、それぞれ継承し、展開させたものであるといわれている。しかし本論で取り上げようとする「分」の思想については、あまり論じられてはいない。

『史記』太史公自序に引く、司馬談の「六家之要旨」によると、しかしながら「法家は蔽にして恩少なし。然して其の君臣上下の分を正すことは、改む可からず」とある。司馬談は法家思想の最大の特質を「君臣上下の分を正すこと」にあるとみていたのである。これは、君臣という関係

を「分」という概念によって明確に規定しようとすることを意味している。君臣という構造において、その支配の概念として「分」があったとするのである。本論では、司馬談のこの見解を手掛かりとして、法家思想の「分」について、とくに初期法家を中心に分析することにする。

その対象は、いわゆる初期法家と目される商鞅・申不害・慎到。さらには『管子』学派である。

従来の法家思想研究は、商鞅・申不害・慎到から韓非子へと流れていくという理解されてきた。しかし「分」の思想という視点からみた場合、その流れの中に『管子』学派、さらには法家とは相対する荀子を加えなければならぬと考えられる。またそうした視点から、法家思想の流れを再検討する必要があるであろう。

一、「六家之要旨」の検討

「分」の思想の考察にあたって、指標となるのは、前述した司馬談の「六家之要旨」である。この中では法家思想の特質を「君臣上下の分を正すこと」にあると説いている。これには、司馬談自身の解説があり、次のように述べられている。

法家は、親疏を別たず、貴賤を殊にせず、一もはら法に断ずれば、即ち親を親とし、尊を尊とするの恩絶ゆ。以て一時の計を行なう可きも、長くは用う可からざるなり。故に曰く「蔽にして恩少なし」と。主を尊び臣を卑しめ、分職を明らかにし、相い踰越するを得ざるが若きは、百家と雖も改むる能わざるなり。

（『史記』「太史公自序」）

司馬談の口調は法家に対して批判的であるように思われる。しかし、注目すべきは、「親疏を別たず貴賤を殊にせず」と指摘している点である。これは、法家は血縁や貴賤による制度にとらわれていないことを示している。「君臣上下の分を正す」という、その「分」は、親疎貴賤に基づく身分ではないのである。

では、「分」を正すとは、どういうことなのか。まず「主を尊び臣を卑し」くする。これは君臣の関係が尊卑の上に成立することを明示している。さらに「分職を明らかに」

する。そしてそれぞれが「相い踰越するを得ざる」ようにするのである。すなわち、君主の地位を高めることによって、君主を中心に置く統治関係を支え、さらに臣下の職分を適正な状況に置くことである。君主の下で、臣下各々の職分を明確にし、互いの職分を越えることのない体制をつくろうとするものであった。また職「分」という枠組み契機によって臣下の位置付けを明確にしようとするものでもあった。

臣下が職「分」の枠内において適正に役割を果たす。この制度は、広い意味において官僚制を内包しているといつてよい。また司馬談の法家思想への評価は、次のようにもいえよう。「分」において、まず君臣関係をとのえる。

さらに臣下同志の関係を確定しようとする。これらは官僚制的方向を目指していたものと思われる。

これが司馬談「六家之要旨」の法家についての説である。これは司馬談の儒家に対する考察とは対蹠的である。

「君臣父子の礼を序し、夫婦長幼の別を列するは、易う可からざるなり」（『史記』「太史公自序」）という批評がこれを証している。法家は、職分を重視した。対して儒家は「親を親とし、尊を尊とす」（『史記』「太史公自序」）のように、血縁貴賤を重視する。

儒家の「親親尊尊」については、たとえば『論語』「学而篇」の「孝悌にして上を犯すことを好むものは鮮し」とか、『孟子』の、「人人、その親を親とし、その長を長とすれば、而ち天下も平らかなり」（「離婁篇上」）などに、示されるところである。

このような立場に基づく儒家の統治思想においては、血縁・貴賤による秩序を否定するものに、強い拒否反応を示す。たとえば『春秋左氏伝』昭公二十九年の晋の「法」の公開に対して、孔子は次のような強力な批判を展開している。

仲尼曰く、晋は其れ亡びんか。其の度を失えり。夫れ晋国は將に唐叔の受くる所の法度を守りて、以て其の民を經緯し、卿大夫は序を以てこれを守るべし。民は是を以て能く其の貴を尊び、貴は是を以て能く其の業を守る。貴賤愆たざるは所謂る度なり。文公は是を以て執秩の官を作り、披廬の法を為りて以て盟主と為るなり。今、是の度を弃つるなり。而して刑鼎を為らば、民は鼎に在り。何を以てか貴を尊ばんや。貴は何の業をかこれ守らん。貴賤に序無ければ、何を以てか国を為めん。且つ夫の宣子の刑は夷の蒐なり。晋国の乱制なり。

（『春秋左氏伝』昭公二十九年）
晋が建国以来の法度を廢し刑書を公開したことを批判しているのである。問題は、晋が「貴賤」の秩序を否定したという点にある。孔子が批判する目的は、現状の「貴賤」の秩序維持に示ほられているのである。「法」の公開がもたらすものは、「貴賤」に基づく秩序の崩壊である。「貴賤に序無ければ、何を以てか国を為めん」、つまり「貴を尊ぶ」秩序なくしては、国家統治は不可能であると説くのである。

また『孟子』においても次のように述べられている。
孝子の至りは、親を尊するより大なるは莫く、尊親の至りは、天下を以て養うより大なるは莫し。天子の父と為るは、尊の至りなり。天下を以て養うは、養の至りなり。

（『孟子』「万章篇」上）

孟子にあって理想的な天下統治の在り方は、「親親尊尊」の立場以外にはない。しかし、『孟子』には、次に見られるような統治論があり、それは貴賤の秩序を越えるものとみることもできそうである。

然らば則ち天下を治むること、独り耕し且つ為す可けんや。大人の事有り、小人の事有り。且つ一人の身に

して百工の爲す所備わり、如し必ず自ら爲して後にこれを
用いんとすれば、是れ天下を率いて路れしむるなり。故に曰く、或るものは心を勞し、或るものは力を勞す、と。心を勞する者は人を治め、力を勞する者は人に治めらる。人に治めらるる者は人を食ひ、人を治むる者は人に食わらるるは、天下の通義なり。

〔孟子〕「滕文公篇」上

孟子は、精神労働と肉体労働との分別をつけ、精神労働者が統治者となり、肉体労働者が被統治者となること、天下通用の道理だと主張している。その点では、区別の基準を貴賤のみにおいてははいないわけである。しかし、実際のところ、これはたんに「心を勞」する「大人の事」と、「力を勞」する「小人の事」とを区別するものにすぎず、すでに統治する側とされる側の上・下の差異を強調するものにすぎないのである。また、統治する側とされる側の違いを、職分という契機によってさらに細かく規定する官僚制に通ずる思想とまではいえないのである。

以上のように、孔子や孟子においては、「親親尊尊」の立場が守られている。「貴賤の序」を守り「貴を尊」(『春秋左氏伝』昭公二十九年)ぶ体制を維持していくことが統治の要と考えられていたのである。前述の『春秋左氏伝』

の孔子の批判にみられたように、「法」は「貴賤の序」を崩壊させるものであった。これは、当時の法家思想の特質をうきほりにしている点で、非常に示唆的であると思われる。

二 初期法家の思想の展開

それでは、法家の側の、職分によって身分の上下を明確にしてゆく秩序観は、どのようにして形成されていったのであろうか。

(一) 商鞅

まず、初期法家の思想家としては商鞅をあげなければならぬ。⁽⁵⁾商鞅においては、まだ職分を契機とする積極的な制度観はみられない。また「分」の概念もみられない。しかし、注目すべきは、商鞅の変法にみられる、軍功に応じて身分を上げ下げするということである。『史記』「商君列伝」に、

軍功あるものは、各率を以て上爵を受く。……宗室も軍功有ること非ざれば、論じて属籍を為すを得ざらむ。

とあるのがそれである。これは、まだ従来の貴賤に基づく身分秩序の枠組みにとらわれてはいる。だが、身分秩序は

貴賤以外の契機によって変化する。これは身分秩序の固定性がゆらいでいることを意味する。具体的には『韓非子』「定法篇」に、次のように述べられている。

商君の法に曰く、一首を斬る者は爵一級とし、官を為さんと欲する者は、五十石の官と為す。二首を斬る者は爵二級とし、官を為さんと欲する者は百石の官と為す、と。

前の「商君列伝」の記載では、「爵」のみだった。だがここでは「官」も軍功によるものとされているのである。

この商鞅の変法は、「屬籍を為すを得ざらしむ」(『史記』「商君列伝」というように、世襲制を軽視するものであった。孔子や孟子が重んじた貴賤や血縁からはますます遠ざかることとなる。商鞅は「上世は親を親しみて私を愛し、中世は賢を上げて仁を説び、下世は貴を貴びて官を尊ぶ」(『商君書』「開塞篇」という。当世の民は、高貴な位や官職につくことを望んでいるとみるのである。「貴を貴ぶ」という点では、たしかに「貴賤の序」を重視していると考ええてよい。しかし、商鞅にとってより重要なことは何か。それは孔子や孟子が「親親尊尊」により現状の秩序を維持しようとしたのとは異なる。これとは無関係に、軍功という戦場での特殊な職務によることなのである。さらには一

般的に「民道弊れて重んずる所易ればなり」(『商君書』「開塞篇」ともいうごとく、従来とは異なるシステムを提示することにあつたのである。

(二) 申不害

次に、韓の昭公に仕えた申不害についてみてゆこう。申不害に関しては、著書とされる『申子』は早くに佚書となつてしまつてゐる。このため、諸書に引く断片的な資料をつなぎあわせなければ、彼の思想をうかがい知ることはできない。⁽⁶⁾したがって、「分」という問題についても、直接的に見出すことはむずかしい。しかし、申不害が職分に基づく秩序の形成を目指していたとはい得る。それは少ないながらも残っている資料からうかがわれることである。

まず、『韓非子』に引用されている資料をみてみたい。韓の昭公、申子に謂いて曰く、法度甚だ行い易からず、と。申子曰く、法とは功を見て賞を与え、能に因りて官を受けるなり。今、君は法度を設けて、而も左右の請を聴けり。此れ行い難き所以なり、と。昭公曰く、吾今自り以来、法を行ふを知る。奚ぞ聴かん、と。

(『韓非子』「外儲説左」上)

これを見ると、申不害は、「法」の下での官職は、臣下の貴賤や血縁に関係なく能力に応じて授けるものだと考えて

いたことがわかる。さらに、官職の正しい運営については次のように考えていた。

問う者曰く、主、申子の術を用いて、官は商君の法を行わば、可ならんか、と。対えて曰く、申子未だ法を尽くさざるなり。申子言わく、治は官を踰えず、知ると雖も言わず、と。これ職を守ると謂いて可なり。

（『韓非子』「定法篇」）

申不害の考える統治の理想は、臣下が「官を踰え」ないようにするものだったのである。具体的には、官吏が越権行為をせず、各々の職務を忠実に守ることである。すなわち職分に基づく秩序の徹底的遵守が求められているのである。この「官を踰え」ぬ思想は、韓非子が「治は官を踰えずとは、これ職を守ると謂いて可なり」と述べていることにもうかがわれる。法家の基本的思想につらなるものでもあった。また、この「官を踰え」ることを禁じた官僚制はきわめて徹底していた。有名な『韓非子』二柄篇の「典衣典冠」の説話にこれをみる。なお、この説話に対する『韓非子』の次の評価は注目に値する。

故に明主の臣を畜うや、臣は官を越えて功有ることを得ず、言を陳べて当たらざることを得ず。官を越ゆれば則ち死し、当たらざれば則ち罪す。其の業を守り言

う所の当たる者は貞しければ、則ち群臣朋党して相為すを得ず。

（『韓非子』「二柄篇」）

「官を踰えざる」統治とは、臣下をして「官を越えて功有ること得ざらし」めることである。これを破って「官を越ゆれば則ち死」するものだったのである。これは、商鞅が貴賤による秩序をゆるがせたことをつきぬけて、官職に基づく新しい秩序の形成がはじまっていたことを示している。

申不害の思想には、職分に基づき、しかもそれを越えないようにするという厳格な秩序が意図されていたわけである。しかしそこには、まだ「分」という言葉はみられない。この「分」という言葉と、申不害の思想を関連させて説く資料がある。秦の丞相、李斯の上書がそれである。この資料は注目に値する。

夫れ賢主は、必ず且に能く道を全うして督責の術を行わんとする者なり。これを督責すれば、則ち臣は敢えて能を竭して以て其の主に向わざることあらず。此れ臣主の分定まり、上下の義明らかなれば、則ち天下の賢・不肖、敢えて力を尽くし、任を竭して以て其の君に向わざるは莫きなり。是の故に主は独り天下を制し

て制せらるる所無きなり。能く楽しみの極を窮むるなり。……故に申子に曰く、「天下を有ちて恣睢せざる、これを命けて、天下を以て桎梏と為すと曰う」とは、他無し、能く督責せずして、顧て其の身を以て天下の民に勞するなり。堯・禹の若き然り。故にこれを桎梏と謂うなり。

(『史記』「李斯列伝」)

李斯は、「臣主の分定まり」と、君主と臣下の「分」に重大な関心を寄せている。そこで申不害の「天下を有ちて恣睢せざる、これを命けて天下を以て桎梏と為すと曰う」を引用し、「分」との関係を強調する。すなわち、統治において、君主が臣下に対して職分を全うさせることができるかどうか。できなければ天下を手中にすることは不可能である。逆に天下が自分の手かせ足かせになってしまおうというのである。この李斯の見解は、あくまでも李斯なりの申不害に対する解釈ではある。だが、それが先にみた申不害の「治とは、官を踰え」(『韓非子』「定法篇」)ではならぬのだという思想と通じていることは明らかである。

さて、以上のように申不害においては、まだ「分」ということが明確に唱えられることはなかった。だがその思想は、職分の厳格な遵守にあった。この点において、「分」

の思想を一步先取りしていたといえるのである。

(三) 慎到

次に、齊の稷下で活動した慎到の思想についてみてゆこう。⁽⁸⁾慎到は、君主の統治に対する負担を軽減することを考へた。このために統治は臣下の智力・労力を最大限に活用すべきであるとする。

君臣の道、臣は事に事めて君は事無し。君は逸樂して臣は勞に任ず。臣は智力を尽くして以て其の事を善くす。而して君は焉れに与すること無く、成るを仰ぐのみ。故に事として治まらざるは無し。治の正道は然るなり。

(守山閣本『慎子』「民雜篇」)

慎到における統治の基本は、まず「臣は勞に任ず」「臣は智力を尽くして以て其の事を善くす」にある。さらに「君は逸樂して」とか「君は焉れに与すること無く、成るを仰ぐのみ」という。これらは君主と臣下の職分を明確に分別することであった。

次に、臣下の職務に関する慎到の見解をみてみよう。

故に明主の其の臣を使うや、忠は職を過ぐるを得ずして職は官を過ぐるを得ざらしむ。……人其の治を務めて、敢えて淫りに其の事を偷¹えること莫からしむ。官

正しくして以て其の業を敬い、和順して以て其の上に
事う。

(守山閣本『慎子』「知忠篇」)

この中では「職は官を過ぎるを得ず」とか、「敢えて淫りに其の事を偷えること莫からしむ」と述べている。これは越権行為を禁止する統治方法を主張することである。また、「無勞の親は官に任ぜず。官は私親せず」(守山閣本『慎子』「君臣篇」と、官吏の任用法を説く。これは商鞅・申不害と同様に親親・血縁による任用を否定しているものである。

このように、慎到も、職分に基づく秩序を目指す思想もっていた。だがさらに注意すべきことがある。それは、慎到の思想においてはじめて「分」の概念が登場してくることである。

慎子曰く、今一兔走れば、百人これを逐う。一兔にして百人の欲を為むるに足るには非ず、分未だ定まらざるに由るなり。分未だ定まらざれば、堯すら且つ力を尽くさん、而るに沉んや衆人をや。積みたる兔市に満つれば行く者願みず。兔を欲せざるには非ず。分已に定まればなり。分已に定まれば、人鄙なりと雖も争わず。故に天下と国とを治むるは、分を定むるに在るの

み。

(『呂氏春秋』「審分覽」慎勢)

最後に「天下と国とを治むるは、分を定むるにあるのみ」とある。これは慎到が、安定的な統治の枢要に「分」を考えていたことを示す。ただこの「分」の具体的内容は、物と欲望を調整することのみむけられている。ここには、君臣の分とか職分についてまでは説かれてはいない。したがってこの「分」を定めることが直接、「官を諭え」ぬ秩序をさしているかどうかは断定できない。しかし、全体的にみて、この「分」の中には、職分や君臣の分が含まれていると考えてもよいと思われるのである。

(四) 『管子』学派

『管子』学派は、慎到と同じく稷下において盛んであった。⁽¹⁰⁾

『管子』では、慎到の思想にも示されたように、君主と臣下の職分を明確に区別することの必要性が主張されている。「君は令を出して佚す。……臣は力に任じて勞す」(『管子』「宙合篇」と。また、「君臣各々其の分を能くすれば、則ち国は寧し」(『管子』「宙合篇」という。君臣の職分が定められれば、国は安泰となると考えられていたのである。このことは、次の説に明らかである。

上の人、其の道を明らかにし、下の人、其の職を守る。上下の分、任を同じくせずして、復た合して一体となる。

(『管子』「君臣上篇」)

君臣は一体となって統治にのぞむ。だがその内実は君主と臣下の「分」の確立が強調されているのである。また、臣下の職務内容にも、各々「分」を設けることが主張されている。

心の体^{しんたい}に在るは、君の位なり。九竅の職有るは、官の分なり。

(『管子』「心術上篇」)

身体の機能を、君主と官僚の關係にたとえて説明するものである。身体の九つの穴にはそれぞれのはたらきがある。

それは、ちょうど官僚にそれぞれの職分があるのと同様であり、ほかでは代替できぬと考えているのである。

こうした統治体制の運営は、さらに次のようにも述べられる。

聖王の民を治むるや、進みては則ち其の利とする所を得るに由無から使め、退きては則ち其の害とする所を避くるに由無から使め、必ず其の位に安んじ、其の群を樂しみ、其の職を務め、其の分を榮むに反ら使め、

而る後に止む。故に其の官を踰えて其の群を離るる者は、必ず害有ら使む。其の事を能くせずして其の職を失う者は、必ず恥有ら使む。

(『管子』「法禁篇」)

ここでは、官僚に対して「其の職を務め、其の分を榮む」ことが要請される。聖王は彼らを「其の官を踰え」ざるようにし、これに反した場合は「必ず害有ら使め」るようにするという。その内容は、前述の申不害や慎到的職分に基づく秩序の在り方と同様である。だが『管子』では「分」に基づく秩序をきわめて重大に考えるのである。さらに『管子』では官僚の任用についても、「能を察して官を授け、禄を班ちて賜予するは、民を使うの機なり」(『管子』「權修篇」とか、「一に曰く、徳、其の位に当たらず。二に曰く、功、其の禄に当たらず。三に曰く、能、其の官に当たらず。此の三本は治乱の原なり」(『管子』「權修篇」という。任用は能力に応じるものとしている。そして「民を使うの機なり」と主張する。民にまで官吏登用の対象が広がっているのである。官吏は能力に応じて採用される。しかし「官」に応じた職分以外のことをなしてはならない。統治の秩序は、この「官」という職分こそが基盤であるとしていっているのである。

以上、商鞅・申不害・慎到・『管子』学派の思想をみてきた。それらを通じてみられたのは、司馬談が「六家之要旨」で指摘した、「君臣上下の分を正す」こと。「親疏を別たず、貴賤を殊にせず」臣下の「分職を明らかにし」、それぞれの職分を守り「相い踰越せざる」秩序を確立すること。これらを統治の要とすることであった。先にみた孔子の懸念（『春秋左氏伝』）どおり、法家思想においては、貴賤・血縁に基づく身分秩序は変改されざるをえなかったのである。

さて、従来の法家思想研究のすじみちにしたがえば、次に法家思想の集大成者である韓非子の思想を検討しなければならぬであろう。しかし「分」の思想については、じつは『韓非子』の中にはほとんど言及されていない。『韓非子』は、既述した「定法篇」や「二柄篇」において、職分による秩序の確立について論じてはいない。けれども、「君臣上下の分を正す」（『史記』「太史公自序」）というような「分」の概念はみられない。「分」を説く場合も、公と私の分や、賞罰の分のみなのである。

（三） 荀子における「分」の思想

先秦の思想史の流れにおいて、「分」の思想は慎到や『管子』で中断してしまったのであろうか。じつはそうではな

い。それは韓非子の師、荀子の思想に継承されているのである。

荀子の思想を探る上で、「分」はひとつの重要な概念である。そして、その「分」の思想は、これまでの法家的な「分」とは異なる。そこには儒家としての荀子のアレンジが加わっているのである。次に、荀子の「分」についてみてゆくことにしよう。

荀子はまず、「分」とは、「礼」の実質的機能であるとしている。⁽¹³⁾

礼は何より起こるや。曰く、人は生まれながらにして欲有り。欲して得ざれば則ち求むる無きこと能わず。求めて度量分界無ければ則ち争わざること能わず。争えば則ち乱れ、乱るれば則ち窮す。先王は其の乱るるを惡むなり。故に礼義を制して以てこれを分ちて、以て人の欲を養い、人の求めを給し、欲をして必ず物に窮せず、物をして必ず欲に屈せず、両者をして相持して長ぜ使む。是れ礼の起こる所なり。

（『荀子』「礼論篇」）

「礼」は、人間の欲望に対して「度量分界」をもうけるために制定されたものとする。つまり欲望を「分」かつことこそが、先王が「礼」を制定した理由だと考えているので

ある。「礼」は、荀子の思想の中核であり、法家の「法」と相對する最も重要なものである。「分」が荀子の思想の中でいかに重要な役割を果たしていたかがわかるであろう。

「分」は、彼の統治論において、やや具体的に次のように展開されてゆく。

治国なるものは、分已に定まれば、則ち主・相・臣下・百吏は、各々其の聞く所を謹み、其の聞かざるを聴めることを務めず。各々其の見る所を謹み、其の見ざる所を視めることを務めず。聞く所見る所誠に以て齊えば、則ち幽間隱辟と雖も、百姓敢えて分を敬み制に安んじて、以て其の上に化せざること莫し。これ治国の徴なり。

(『荀子』「王霸篇」)

すなわち「主・相・臣下・百史」が、各々の職分につきし、それを越えないことを治国の要諦とするのである。職分に基づく秩序、官僚的統治制度は、「分」に基づくものである。そして、このような制度の運営にあたっては、「君なる者は、一相を論び、一法を陳ね、一指を明らかにして、以てこれを兼覆しこれを兼炤し、其の盛(成)るを觀る者なり」(『荀子』「王霸篇」)と、君主は宰相以下の業

績を監視するだけではないとする。

さらに宰相の業務に関する一説をみると、その運営体制は、かなり綿密に規定されていたことがわかる。

相なる者は、百官の長を論列し、「百事の聴を要べて、以て朝廷の臣下・百吏の分を飾め、其の功勞を度り、其の慶賞を論じ、歳終に其の成功を奉じて以て君に效し、当れば則ち可とし、当らざれば則ち廢す。

(『荀子』「王霸篇」)

宰相は、百官を統帥し、年末には各官僚の査定を行い、それを君主に報告する。きわめて具体的な職務分担が規定されていたのであった。

この荀子の、「分」に基づく秩序や統治の制度は、先にみた慎到や『管子』の思想に酷似している。荀子の説がそれらの影響の下に成立しているのは明白であらう。¹³⁾

くわえて、「礼」が「分」を明らかにするという機能は、『管子』の思想にみられる。

礼とは、人の情に因り、義の理に縁りてこれが節文を為すものなり。故に礼とは理有るを謂うなり。理なるものは、分を明らかにして以て義の意を論すなり。

(『管子』「心術上篇」)

この「礼」が「理」をそなえ、「理」の内容は「分」を明

らかにすることにあるという記述に明らかである。

荀子の「分」の思想は、先行する法家思想を受容し、儒家の「礼」の立場に基づいて構築されたものであったといつてよいと思われるのである。

結語

以上、司馬談「六家之要旨」の、法家に関する分析を手がかりとして、そこに指摘された「分」から、職分による秩序と統治制度の展開を検討してきた。それは商鞅・申不害にすぎず。まず商鞅によって従来の「親親尊尊」による秩序がゆるがされ、申不害において各々が「官を踰えず……職を守る」(『韓非子』「定法篇」)という秩序が主張される。慎到においては「分」の概念が登場し、『管子』学派では、「分」の概念と職分による秩序が密接に関連して説かれる。

これが、荀子において儒家的統治の方法に組み込まれ、集大成されたのであった。

いうまでもなく統治の方法論としての「分」の思想は、儒家においてのみならず、法家においても重要であった。それは、韓非子と同じく荀子の門下生であった李斯が、「分」の重要性を説いたことからもうかがわれる。こうし

た荀子・李斯における職分による秩序の思想は、漢代の儒法雑糅的な官僚制の先蹤となるものではあるまいか。

韓非子が「分」についてふれなかったのはなぜかを問うとき、一因は、荀子によって「分」の思想が「礼」と不可分のものとされていたことであつたと思われる。いうまでもなく韓非子にとって「礼」は、「法」とは相容れないものであつた。だからこそ「礼」にからみついた「分」をダイレクトに取り上げることができなかったのであろう。しかし、この点はさらなる追求が必要である。漢代の官僚制に関する問題とあわせて、今後の課題としたい。

注

- (1) 木村英一『法家思想の研究』(弘文堂書房、一九四四)、小野沢精一「法家思想」(東大出版会、講座東洋思想4『中国思想Ⅲ』所収、一九六七)、浅野裕一「秦帝国の法治主義―皇帝と法術―」(『島根大学教育学部紀要』十七、一九八三)など。
- (2) 渡辺信一郎「荀子の国家論」(『史林』六六一、一九八三)が、荀子の「分」の思想が官僚体制の確立を目指すものであつたことを指摘している。
- (3) 『管子』の法思想については、金谷治『管子の研究』(岩波書店、一九八七)第四章『管子』の思想(上)第四節「法思想」参照。
- (4) 荀子と初期法家の関連性については、拙稿「荀子における

- 法家思想の受容―「礼」の構造に即して―」(『日本中国学会報』第四十三集、一九九一)を参照。
- (5) 商鞅の思想を伝える資料としては、『商君書』『開塞篇』、『史記』『商君列伝』および『韓非子』『定法篇』を用いた。
- (6) 申不害の思想を伝える資料としては、『韓非子』に記されているものを用いた。
- (7) 原文は「法度甚易行也」とあるが、王先慎『韓非子集解』陳奇猷『韓非子集釈』に拠り、「法度甚不易行」に改めて訓む。
- (8) 慎到の思想を伝える資料としては、守山閣本『慎子』と『呂氏春秋』を用いた。
- (9) 原文は「非一兔足為百人分、由未定、由未定」とあるが、陳奇猷『呂氏春秋校釈』引陶鴻慶説に拠り、「非一兔足為百人欲、由分未定也。分未定」に改めて訓む。
- (10) 『管子』中の資料については、前掲金谷書終章「思想史上における『管子』の地位」第二節『管子』諸篇の思想的展開にしたいが、『荀子』『韓非子』と同時期ごろまでに成立していたと考えられるものを用いた。
- (11) 原文は「分」を「名」に作るが、『管子集校』引丁士涵説に拠り、「分」に改めた。
- (12) 「礼」と「分」については、内山俊彦「荀子の思想における自然認識と政治意識(一)(二)」(山口大学文学会誌第二二卷一、二号、一九六九、七〇)参照。
- (13) 前掲拙稿参照。なお慎到の「分」と荀子の「分」については、注(2)前掲渡辺論文にすでに指摘がある。